

さいたま市交通事故防止特別対策ガイドライン

12月25日に発令した交通死亡事故多発非常事態宣言を受け、交通事故防止特別ガイドラインを定め、次のことに重点をおいた交通事故防止対策を1月24日まで推進する。

高齢者、自転車及び夜間の交通事故防止

- 1 早朝・夜間の時間帯に発生する自動車と歩行者による交通事故防止に関する街頭啓発活動の強化
- 2 横断歩道や交差点を渡るときの交通ルールやマナーを遵守するための交通安全教育の積極的な実施
- 3 高齢者団体の各種集会・会合等を利用した啓発活動の実施
- 4 公用車による市内巡回広報活動の実施
- 5 市民に対する非常事態宣言発令の周知による交通安全意識高揚の推進